

規制の事後評価書

法令の名称：「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部

① 原子力規制企画課、実用炉審査部門、研究炉等審査部門、核燃料施設審査部門

② 研究炉等審査部門

③ 研究炉等審査部門

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

○改正法第2条関係（平成30年10月施行）

①廃止措置実施方針の作成等の義務化

原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われることが想定される中で、施設の稼働停止から廃止措置段階へのより円滑な移行に資するため、発電用原子炉設置者等に対し、廃止措置計画の認可よりも早い段階から、原子力施設の解体その他の事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針（廃止措置実施方針）を作成させることを義務付け、これを公表しなければならないこととした。

②廃棄物埋設事業に関する規制の強化

第一種廃棄物埋設事業者が、第一種廃棄物埋設の方法によって第二種廃棄物を処分することを妨げないこととするため、第一種廃棄物埋設事業者は、第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けずに、第一種廃棄物埋設施設において第二種廃棄物埋設を行うことができることとした。

また、廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設又は基準を超える第二種廃棄物に係る第二種廃棄物埋設の事業のための坑道を閉鎖しようとするときは、当該坑道についての坑道の埋戻しその他の措置に関する計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととした。

③指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加

中深度処分の規制期間中及び規制期間終了後において、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域（指定廃棄物埋設区域）に対する廃棄物埋設に係る記録を原子力規制委員会が永久に保存するよう、以下の規定を追加した。

- ・原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域を指定するものとする事とした。
- ・廃棄物埋設事業者は、その事業を廃止したときは、指定廃棄物埋設区域に関する事項を原子力規制委員会に提出するとともに、原子力規制委員会は、これを永久に保存しなければならないものとする事とした。
- ・指定廃棄物埋設区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならないものとする事とした。

・原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、規定に違反した者に対し、その行為の中止及び原状回復を命ずることができるものとする。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

① 廃止措置実施方針の作成等の義務化

- ・ 関連規則にて、発電用原子炉設置者等は少なくとも5年ごとに廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときはこれを変更しなければならないこと、及び発電用原子炉設置者等による廃止措置実施方針の公表はインターネットの利用により行うことを求めている。これに基づき、廃止措置実施方針の作成及び公表が必要となる全ての発電用原子炉設置者等において、当該方針が作成及び公表されている。
- ・ 国民への情報提供の一層の向上を図るため、原子力規制委員会のホームページにおいて発電用原子炉設置者等による廃止措置実施方針の公表状況に関する情報を平成30年12月から掲載している。

		算出方法と数値
① 廃止措置実施方針の作成及び公表数	事前評価時	累計公表数 0件
	事後評価時	累計公表数 ・ 実用発電用原子炉：56者 ・ 研究開発段階発電用原子炉：2者 ・ 試験研究用原子炉：22者 ・ 加工事業者及び再処理事業者：9者

注) 当該公表数は、規制導入後対象となる全ての設置者又は事業者において実施されている。

② 廃棄物埋設事業に関する規制の強化

本規制の対策前後において、下記のとおり申請状況であるため、効果は確認できない。

- ・ 第一種廃棄物埋設事業許可申請件数：0件
- ・ 坑道の埋戻しその他の措置に関する計画の認可申請件数：0件

③ 指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加

本規制の対策前後において、下記のとおり申請状況であるため、効果は確認できない。

- ・ 指定廃棄物埋設区域指定件数：0件
- ・ 廃棄物埋設事業者廃止件数：0件

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

① 廃止措置実施方針の作成等の義務化

下表のとおり、廃止措置実施方針を作成するために、各事業者において費用が発生していると考えられる。

		算出方法と数値
① 廃止措置実施方針の作成及び公表数	事前評価時	累計公表数 0件
	事後評価時	累計公表数 () 内は1者あたりの廃止措置実施方針のページ数 ・ 実用発電用原子炉：56者（59ページ） ・ 研究開発段階発電用原子炉：2者（184ページ） ・ 試験研究用原子炉：22者（33ページ） ・ 加工事業者及び再処理事業者：9者（43ページ）

注) 当該公表数は、規制導入後対象となる全ての設置者又は事業者において実施されている。

②廃棄物埋設事業に関する規制の強化

現時点では、第一種廃棄物埋設事業又は中深度処分に係る第二種廃棄物埋設事業を行う者が存在せず、第一種廃棄物埋設事業許可に係る申請及び坑道の埋め戻しその他の措置に関する計画の認可の申請はないため、予見できない。

なお、申請に必要な手数料については、対策前後で納付すべき金額を変更していないものの、中深度処分に係る第二種廃棄物埋設施設を坑道閉鎖に伴う措置を対象に拡充しており、当該措置に係る費用が発生するため、事前評価時点から変更していない。

③指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加

本規制は、現時点において、第一種廃棄物埋設事業又は中深度処分に係る第二種廃棄物埋設事業を行う者が存在しておらず、指定廃棄物埋設区域の指定が必要ないことから下記のとおり状況であり、当該規制に伴う事業者及び遵守費用については、予見できない。

- ・ 指定廃棄物埋設区域指定件数：0件
- ・ 廃棄物埋設事業者廃止件数：0件

■行政費用

①廃止措置実施方針の作成等の義務化

発電用原子炉設置者等が、廃止措置実施方針を作成し、公表することを義務づけているものである。このため、国民への情報提供の一層の向上を図るため、原子力規制委員会のホームページにおいて本方針を公表しているが、特定の行政費用は生じていない。

		算出方法と数値
① 廃止措置実施方針の作成及び公表数	事前評価時	累計公表数 0件
	事後評価時	累計公表数 ・ 実用発電用原子炉：56者 ・ 研究開発段階発電用原子炉：2者 ・ 試験研究用原子炉：22者 ・ 加工事業者及び再処理事業者：9者

注) 当該公表数は、規制導入後対象となる全ての設置者又は事業者において実施されている。

②廃棄物埋設事業に関する規制の強化

現時点では、第一種廃棄物埋設事業又は中深度処分に係る第二種廃棄物埋設事業を行う者が存在せず、第一種廃棄物埋設事業許可に係る申請及び坑道の埋め戻しその他の措置に関する計画の認可の申請はないため、行政費用は発生していない。

なお、申請に必要な手数料については、対策前後で納付すべき金額を変更しておらず、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可として実施できるため、事前評価時点から変更していない。

③指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加

現時点では、第一種廃棄物埋設事業又は中深度処分に係る第二種廃棄物埋設事業を行う者が存在せず、当該事業に係る申請がないため、事業評価前後における行政費用の効果を比較することは困難である。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

■その他の負担

3 考察

①廃止措置実施方針の作成等の義務化

対象となる全ての事業者等において所要の対応がなされており、本制度は適切に運用されている。廃止措置への円滑な移行のため、引き続き、本制度を継続する必要がある。

②廃棄物埋設事業に関する規制の強化

現時点で第一種廃棄物埋設事業又は中深度処分に係る第二種廃棄物埋設事業を行う者が存在しておらず効果の確認等はできないが、本制度は、今後想定される廃棄物埋設事業に関する規制を整備したものであることから継続する必要がある。

③指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加

現時点で第一種廃棄物埋設事業又は中深度処分に係る第二種廃棄物埋設事業を行う者が存在しておらず効果の確認等はできないが、本制度は、指定廃棄物埋設区域内の土地の掘削に係る制限を追加したものであることから継続する必要がある。